

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和6年3月26日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備業務委託

(2) 業務内容

次に示す資料のとおりとする。

ア 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備業務委託仕様書

イ 機器一覧表

ウ 参考図面一式

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

(4) 提案限度額 4,200,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 令和6年4月1日において、令和6年度・7年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表1「資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者(ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。)
  - イ 平成25年4月1日以降、高機能消防指令システムⅡ型又はⅢ型の整備を元請で受注した履行完了実績を1件以上有している者
  - ウ 令和6年2月末までに消防救急デジタル無線整備を元請で受注した履行完了実績を1件以上有している者
  - エ 情報セキュリティ実施基準であるISMS(JIS Q 27001(ISO/IEC27001))の認証を有してい

る者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者

オ 平成25年4月1日以降、業務担当責任者又は業務担当者として、高機能消防指令システムⅡ型又はⅢ型の整備における管理及び統括を行った経験を有する者（公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者）を1名配置できる者

カ 令和6年2月末までに業務担当責任者又は業務担当者として、消防救急デジタル無線整備における管理及び統括を行った経験を有する者（公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者）を1名配置できる者

### 3 業務説明資料等の交付

(1) 交付期間 令和6年3月26日（火）から令和6年4月8日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所 豊田市消防本部指令課システム担当（消防本部4階）又は指令課ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

(1) 提出期限 令和6年4月8日（月） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市消防本部指令課システム担当（消防本部4階）

(3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

(4) 添付資料 参加資格要件（7）アからカまでを確認できる書類（契約書、証明書等の写し）

### 5 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限 令和6年4月12日（金）まで

(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

### 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和6年4月8日（月） 午後5時まで

(2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）

(3) 回 答 令和6年4月12日（金）までに指令課ホームページ（又は参加者にメール）にて行う。

### 7 提案書等の提出書類

提案書は、ファイル（A4タテ、見開きA3）に収納し、A4サイズ片面40枚以内（概算保守費、概算部分更新費及び事業費における見積書並びに積算内訳書（各1部）を除く。）に下記内容を記載すること（提出は正本1部、副本6部及び電子媒体（CD-R）1部）。また、表紙には、業務名、提案者名を記載すること。

副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙、目次及び本文中についても記載しないこと。

#### (1) 業務実績

業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要

#### (2) 資格取得者の配置体制及び業務担当責任者等の能力

資格取得者の配置体制、業務担当責任者及び業務担当者の業務経験

※資格取得者の配置体制は、資格者証の写しを添付すること。

※業務経験は、業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、職務を記載し、コリンズ登

録データの写し又は職務証明書（社印有）を添付すること。加えて業務担当責任者は、体制表も添付すること。

(3) 業務実施方針

本業務の課題及び対応、業務実施方針、体制

(4) 本業務についての提案・意見

- ア 効率的な指令業務運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み
- イ 効率的な無線運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み
- ウ 地域特性を考慮した運用及びヒューマンエラーを防ぐ仕組み
- エ 救急車の誤搬送対策機能
- オ 大規模災害時等における運用及び機能

(5) 工程計画

履行期間内の確実な業務完了に向けた計画

(6) 維持管理

メンテナンス方法、保守及び部分更新の内容並びに計画

(7) 保守費・部分更新費

- ア 概算保守費（見積書及び積算内訳書）  
※12年間の総額とし、年度ごとの内訳がわかるようにすること。  
※別紙「最低保守条件」に基づき算出すること。
- イ 概算部分更新費（見積書及び積算内訳書）  
※12年間の総額とし、年度ごとの内訳がわかるようにすること。  
※電源設備及びオーバーホール等にかかる費用を含むこと。

(8) 事業費

事業費（見積書及び積算内訳書）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年5月7日（火） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市消防本部指令課システム担当（消防本部4階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和6年5月28日（火） 午前9時から午後4時までのうち指定する40分間（時間は対象者に後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市消防本部5階 大会議室
- (3) 備考
  - ア 説明15分以内（時間厳守）、質疑応答25分とする。
  - イ 出席者は5名以内とする。
  - ウ 説明は提出資料のみとし、スクリーンに投影し説明することは認めるが、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
  - エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - オ 社会情勢によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合

は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 10 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア、ウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア、ウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点（300点）以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

（ア）業務実績（20点）

（イ）資格取得者の配置体制及び業務担当責任者等の能力（80点）

イ 業務実施計画等（56点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（9点）

（イ）本業務についての提案・意見（36点）

（ウ）工程計画（3点）

（エ）維持管理（8点）

ウ 価格評価（120点）【事務局評価】

（ア）保守費・部分更新費

（イ）事業費

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（100点））＋イ（業務実施計画等（56点）×5人）  
＋ウ（価格評価（120点））

※詳細は別表2「評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 業者選考日に選考委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合、かつ、代理の者が委員会に出席できない場合には、その者が有する評価点及び最低基準点は無効とする。提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	学識経験者	小栗 宏次（愛知県立大学情報科学部教授）
副委員長	豊田市消防本部	消防長
委員	豊田市消防本部	警防救急・指令担当専門監
	豊田市消防本部	指令課長
	豊田市総務部	情報システム課長

## 11 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知（予定）日 令和6年5月30日（木）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約（予定）日 令和6年9月下旬

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

## 12 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、令和19年度まで高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線保守業務委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-0879 豊田市長興寺五丁目17番地1  
豊田市消防本部指令課システム担当（消防本部4階）  
電話 0565-35-9700（直通）  
FAX 0565-35-9739  
メールアドレス [shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp](mailto:shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp)